

新潟市報道資料

令和4年4月5日

報道各位

新潟市危機管理防災局
危機対策課長

新型コロナウイルス感染症に関連した施設利用の制限解除について

「まん延防止等重点措置」終了以降、施設の再開にあたって一部利用制限を設けていましたが、6日（水）以降、別紙のとおり制限を解除します。

なお、新規感染者数はいまだ高い水準にあるため、引き続き施設の利用にあたっては、感染症対策の徹底をお願いします。

※この件についてのお問い合わせは、午後5時30分までをお願いします。

■ 本件についてのお問い合わせ先
危機管理防災局 危機対策課
電話 025-226-1142(内線 31142)

市立施設を利用する際の制限解除について

◎ 4月6日（水）以降、順次、各施設の利用制限を解除します。

施設	これまでの制限内容	解除日等
子ども関連施設	・ 通常運営（飲食禁止）	4月6日（水）以降も制限を継続 ただし、こども創造センターにおいては、一定の条件のもと飲食可
学校関係	<部活動> ・ 基本的に自校内での活動	4月7日（木） 他校との交流（合同練習や練習試合等）、近隣校との2校間のみで可能 活動の前後（着替えや清掃のとき、学校を出た後なども）も基本的な感染症対策を徹底
	<学校開放> ・ 部活動の対外試合等が可能となるまでは利用不可	4月11日（月） 活動の前後（着替えや清掃のとき、学校を出た後なども）も基本的な感染症対策を徹底
スポーツ施設	・ スポーツ少年団・ジュニアスポーツクラブ等の利用は、自団体のみの活動（全国大会等出場にかかる場合は対外試合等も可） ・ 制限解除時期は部活動に準じる。	4月7日（木）
社会教育施設 (公民館など)	・ 施設内の飲食禁止 ・ 飲食を伴う活動全面禁止	4月6日（水）
	・ スポーツ施設部分はスポーツ施設と同様	4月7日（木）
高齢者・障がい者施設	・ 施設内の飲食禁止 ・ 飲食を伴う活動全面禁止	4月6日（水）
コミュニティセンター コミュニティハウス 農村環境改善センター	・ 施設内の飲食・飲酒禁止 ・ 飲食を伴う活動全面禁止	4月6日（水）
	・ スポーツ施設部分はスポーツ施設と同様	4月7日（木）

※その他、施設の状況により、一部利用を制限する場合があります。